

風力発電設備における事故等発生時の報告等に関するガイドライン

令和 8 年 7 月 2 1 日 施行

1 目的

本ガイドラインは、県内の風力発電設備において事故やトラブルが発生した場合に、発電事業者が県及び発電所が所在する市町村（所在地以外の市町村にも影響を及ぼす恐れがある場合は、当該市町村も含む。以下「関係自治体」という。）へ、迅速かつ適切な情報提供を行うための標準的な手順を定め、県民の安全・安心の確保及び風力発電事業と地域の共生を図ることを目的とする。

2 ガイドラインの対象

（1）対象者

本ガイドラインにおける報告の主体は、秋田県内に風力発電設備を設置・運営するすべての発電事業者（所有者・設置者等を含む）とする。

（2）対象となる事故等

本ガイドラインにおける報告の対象となる事故等は、県内に設置されている（今後、設置予定を含む）出力規模を問わないすべての風力発電設備とし、「電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。）」第 3 条及び第 3 条の 2 の規定、並びに「電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の運用について（以下「報告規則運用」という。）」に基づく事故等を対象とする。

3 報告時期と内容

事故等に関する報告は、迅速性を確保しつつ、報告者の負担軽減を図る観点から次のとおり報告を行うものとする。

（1）事故等速報

事故が発生又は事故を覚知後、別紙 1 に定める連絡先のうち、関係自治体に対し、メール又は電話等の手段により速やかに（遅くとも 24 時間以内）、次に掲げる事項について速報を行うこと。

ア 事故発生の日時

イ 事故発生場所

ウ 事故発生時の電気工作物

エ 事故の概要、他に及ぼした障害、被害者等の速報時点で把握している情報

なお、事故の発生又は事故の覚知が、関係自治体の休日等閉庁日又は勤務時間外に該当する場合の速報については、別紙 1 に定める夜間・休日連絡先へ速報を行うこと。

(2) 事故等詳報

発生した事故等について、事故状況や被害状況に関する調査を実施し、原因の特定や再発防止策の決定等を行った後は、速やかに関係自治体に対し、事故が発生又は事故を覚知から原則として 30 日以内に、次に掲げる事項について詳報を行うこと。

- ア 事故発生の日時
- イ 事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）
- ウ 事故の状況、経緯
- エ 事故原因
- オ 被害状況（死傷、火災、電力供給支障等の有無と内容）
- カ 復旧日時及び状況
- キ 再発防止策
- ク 主任技術者の氏名及び所属（保安管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報）

なお、事故の規模等により原因の特定や再発防止の決定に時間を要する場合は、原則として 30 日以内にその時点で把握している内容により詳報を提出し、原因等の特定及び再発防止策の決定がなされた段階で、速やかに最終的な詳報を提出すること。

(3) その他

(1) 及び (2) の報告は、報告規則に基づき電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長等へ提出した事故報告書類（速報、詳報、又はこれらに類する報告書等）の写しを関係自治体に提供することで代えることができる。

併せて、関係自治体は、県民の安全確保を図る観点から発電事業者等に対し、当該報告内容について、必要に応じてヒアリング等を行うことができる。

4 事故発生時の緊急的な措置

事故が発生又は事故を覚知後、土地所有者及び消防、警察、行政機関等と協議の上、必要に応じて発電所付近の立入制限措置を行う等、適切な安全確保対策に努めること。

なお、当該措置を講じた場合は、速やかに「3 報告時期と内容」により報告した連絡先に情報共有を行うこと。

5 平時からの連絡体制構築

県は毎年度、少なくとも 1 回は別紙 1 に定める連絡先について、情報更新を行うとともに、更新後は速やかに県内発電事業者及び市町村へ共有すること。

6 その他法令等の遵守

事故等に関する対応については、電気事業法や関係省令、各市町村が個別に定めているガイドライン等も、あわせて遵守すること。

速報・詳報等連絡先（令和8年7月21日現在）

自治体名	課所名	電話番号	メールアドレス
(県)			
秋田県	クリーンエネルギー産業振興課	018-860-2281 (夜間・休日) 080-8516-4802	shigen-ene★pref.akita.lg.jp
(市町村)			
秋田市	新エネルギー産業推進室	018-888-5743 (夜間・休日共通)	ro-inne★city.akita.lg.jp
能代市	エネルギー産業政策課	0185-89-2188 (夜間・休日) 0185-52-2111	energy-i★city.noshiro.lg.jp ※第一報は可能な限り架電すること
男鹿市	男鹿まるごと売込課	0185-24-9143 (夜間・休日共通)	syoukou★city.oga.akita.jp ※第一報は可能な限り架電すること
鹿角市	商工振興課 ゼロカーボン推進室	0186-30-0249 (夜間・休日) 0186-30-0699	zero2030★city.kazuno.lg.jp ※第一報は可能な限り架電すること
由利本荘市	商工振興課	0184-24-6373 (夜間・休日) 0184-24-3321	syoko★city.yurihonjo.lg.jp
潟上市	企画政策課 エネルギー戦略推進室	018-853-7675 (夜間・休日共通)	energy-sr★city.katagami.lg.jp
にかほ市	総合政策課	0184-43-3200 (夜間・休日共通)	kikaku★city.nikaho.lg.jp ※第一報は可能な限り架電すること
三種町	企画政策課	0185-85-4817 (夜間・休日) 0185-85-2111	kikaku★town.mitane.akita.jp
八峰町	商工観光課	0185-76-2111 (夜間・休日共通)	shokokanko★town.happou.akita.jp

※メールアドレスの「★」を「@」に置き換えてください。

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC00000000170/>

○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000400054/>

○電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（令和7年11月20日付
20251104 保局第1号一部改正）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/251120houkokukisoku3-3-2.pdf

○電気事故報告について（関東東北産業保安監督部）

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/electric/e_accident.html

○電気事故に関する手続き（関東東北産業保安監督部東北支部）

https://www.safety-tohoku.meti.go.jp/electric/detail/02_jiko/

○小規模事業用電気工作物の事故報告について（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikohoukoku.html

○詳報作成支援システム（独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE））

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shoho.html>